

頁	新	旧
535	<p>3. 減税の対象貨物の一部を削除</p> <p>3. 減税の対象貨物 減税の対象とされる製品は、関税暫定措置法第 8 条第 1 項に掲げる皮革製品《第 1 号》、<u>繊維製品《第 2 号》</u>及び<u>革製履物の甲《第 3 号》</u>であり、税率が無税のものは除かれる。なお、その原材料としての輸出貨物は政令で定める貨物に<u>限定</u>されている。</p> <p style="text-align: center;">省略</p>	<p>3. 減税の対象貨物 減税の対象とされる製品は、関税暫定措置法第 8 条第 1 項に掲げる皮革製品《第 1 号》、<u>繊維製品《第 2 号》</u>、<u>革製履物の甲《第 3 号》</u>及び<u>革製自動車用腰掛けの部分品《第 4 号》</u>であり、税率が無税のものは除かれる。なお、その原材料としての輸出貨物は政令で定める貨物に<u>限定</u>されている。</p> <p style="text-align: center;">省略</p>
542	<p>[11] 特惠関税制度 の参照条文の一部を追加</p> <p>[11] 特惠関税制度 《<u>暫定法第 8 条の 2</u>、<u>第 8 条の 3</u>、<u>第 8 条の 4</u>及び<u>第 8 条の 5</u>》</p> <p style="text-align: center;">省略</p>	<p>[11] 特惠関税制度 《<u>暫定法第 8 条の 2</u>、<u>第 8 条の 3</u>及び<u>第 8 条の 5</u>》</p> <p style="text-align: center;">省略</p>
542	<p>(1) 特惠受益国等 (140 力国、2017 年 4 月 1 日現在) を一部変更</p> <p>(1) 特惠受益国等 (<u>138 力国</u>、<u>2018 年 4 月 1 日現在</u>)</p>	<p>(1) 特惠受益国等 (<u>140 力国</u>、<u>2017 年 4 月 1 日現在</u>)</p>
543	<p>(2) 特別特惠受益国 (47 力国、2017 年 4 月 1 日現在) の参照条文の一部修正</p> <p>(2) 特別特惠受益国 (47 力国、2017 年 4 月 1 日現在) 特別特惠受益国は、特惠受益国等のうち、国際連合総会の決議により、後発開発途上国とされている国で、特惠関税についての特別の便益を与えることが適当であるものとして政令で定める国である（<u>暫定法第 8 条の 2 第 3 項</u>）。</p> <p style="text-align: center;">省略</p>	<p>(2) 特別特惠受益国 (47 力国、2017 年 4 月 1 日現在) 特別特惠受益国は、特惠受益国等のうち、国際連合総会の決議により、後発開発途上国とされている国で、特惠関税についての特別の便益を与えることが適当であるものとして政令で定める国である（<u>暫定令第 8 条の 2 第 3 項</u>）。</p> <p style="text-align: center;">省略</p>
547	<p>(2) 国別・品目別特惠適用除外措置①の記述を一部修正</p> <p>(2) 特別特惠受益国 (47 力国、2017 年 4 月 1 日現在) 省略</p> <p>① 対象物品のうち、各年度の初日の属する年（以下「当該年」という。）の前々年の一の対象物品の輸入額のうち占める同年の一の一般特惠受益国（当該年の 3 年前の年の国際復興銀行統計等における 1 人当たりの所得の額が、暫定令第 25 条第 1 項第 1 号イ又はロに該当したものに限る。）を原産地とする当該対象物品の輸入額の割合が 25%を超え、かつ、その輸入額が<u>10 億円</u>を超えるもの</p> <p style="text-align: center;">省略</p>	<p>(2) 特別特惠受益国 (47 力国、2017 年 4 月 1 日現在) 省略</p> <p>① 対象物品のうち、各年度の初日の属する年（以下「当該年」という。）の前々年の一の対象物品の輸入額のうち占める同年の一の一般特惠受益国（当該年の 3 年前の年の国際復興銀行統計等における 1 人当たりの所得の額が、暫定令第 25 条第 1 項第 1 号イ又はロに該当したものに限る。）を原産地とする当該対象物品の輸入額の割合が 25%を超え、かつ、その輸入額が<u>15 億円</u>を超えるもの</p> <p style="text-align: center;">省略</p>

頁	新	旧																														
613	[6] 税関長に委任されている権限 の表内の参照条文を一部変更																															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #f28b82; color: white;"> <th>条 項</th> <th colspan="2">対 象 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第12条第1号</td> <td colspan="2">輸出令別表第2の39から41まで及び43の項に掲げる貨物</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第12条第2号</td> <td>イ</td> <td>価額の全部につき支払手段による決済を要しない特定の貨物</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>保税地域に搬入し、蔵入れし、又は移入れされた貨物で、積み戻す特定の貨物</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>上記イ又はロの輸出の承認</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>輸出の許可又は承認の有効期間</td> </tr> </tbody> </table>	条 項	対 象 事 項		第12条第1号	輸出令別表第2の39から41まで及び43の項に掲げる貨物		第12条第2号	イ	価額の全部につき支払手段による決済を要しない特定の貨物	ロ	保税地域に搬入し、蔵入れし、又は移入れされた貨物で、積み戻す特定の貨物	ハ	上記イ又はロの輸出の承認	ニ	輸出の許可又は承認の有効期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #f28b82; color: white;"> <th>条 項</th> <th colspan="2">対 象 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第11条第1号</td> <td colspan="2">輸出令別表第2の39から41まで及び43の項に掲げる貨物</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第11条第2号</td> <td>イ</td> <td>価額の全部につき支払手段による決済を要しない特定の貨物</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>保税地域に搬入し、蔵入れし、又は移入れされた貨物で、積み戻す特定の貨物</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>上記イ又はロの輸出の承認</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>輸出の許可又は承認の有効期間</td> </tr> </tbody> </table>	条 項	対 象 事 項		第11条第1号	輸出令別表第2の39から41まで及び43の項に掲げる貨物		第11条第2号	イ	価額の全部につき支払手段による決済を要しない特定の貨物	ロ	保税地域に搬入し、蔵入れし、又は移入れされた貨物で、積み戻す特定の貨物	ハ	上記イ又はロの輸出の承認	ニ	輸出の許可又は承認の有効期間
条 項	対 象 事 項																															
第12条第1号	輸出令別表第2の39から41まで及び43の項に掲げる貨物																															
第12条第2号	イ	価額の全部につき支払手段による決済を要しない特定の貨物																														
	ロ	保税地域に搬入し、蔵入れし、又は移入れされた貨物で、積み戻す特定の貨物																														
	ハ	上記イ又はロの輸出の承認																														
	ニ	輸出の許可又は承認の有効期間																														
条 項	対 象 事 項																															
第11条第1号	輸出令別表第2の39から41まで及び43の項に掲げる貨物																															
第11条第2号	イ	価額の全部につき支払手段による決済を要しない特定の貨物																														
	ロ	保税地域に搬入し、蔵入れし、又は移入れされた貨物で、積み戻す特定の貨物																														
	ハ	上記イ又はロの輸出の承認																														
	ニ	輸出の許可又は承認の有効期間																														
619 ～ 620	<p>1. 経済産業大臣等の確認を要するもの（事前確認制度）の内容を一部修正</p> <p>1. 経済産業大臣等の確認を要するもの（事前確認制度）</p> <p>(1) 治験用の微生物性ワクチン（三－6の（1）） 農林水産大臣</p> <p>(2) 特定外国文化財（三－6の（2））、被占領地域流出文化財（三－6の（3）） 文部科学大臣</p> <p style="text-align: center; color: red;">削除</p> <p>(3) 生鮮、冷蔵又は冷凍のまぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろを除く。）又はかじき（めかじきを除く。）（船舶により輸入するものに限る。）（2号承認品目を除く。）（三－6の（4）） 農林水産大臣</p> <p>(4) 冷凍くろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじき（2号承認品目を除く。）（三－6の（5）） 農林水産大臣</p> <p>(5) PFOS 又はその塩が使用されているエッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が3メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に用いるものに限る。）、半導体用のレジスト又は業務用写真フィルム（三－7の（1）） 経済産業大臣</p> <p>(6) めろ（2号承認品目を除く。）（三－7の（2）） 経済産業大臣</p> <p>(7) 鯨及びその調製品（2号承認品目を除く。）（三－7の（3）） 経済産業大臣</p> <p>(8) 特定の国を原産地とするワシントン条約附属書Ⅱ（鯨及びその調製品並びにクロト</p>	<p>2. 経済産業大臣等の確認を要するもの（事前確認制度）</p> <p>(1) 治験用の微生物ワクチン（三－6の（1）） 農林水産大臣</p> <p>(2) 特定外国文化財（三－6の（2））、被占領地域流出文化財（三－6の（3）） 文部科学大臣</p> <p>(3) 試験研究用の DDT、アルドリン、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン、又はヘキサクロロベンゼン等（三－7の（1）） 経済産業大臣</p> <p>(4) 生鮮、冷蔵又は冷凍のまぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろを除く。）又はかじき（めかじきを除く。）（船舶により輸入するものに限る。）（2号承認品目を除く。）（三－7の（2）） 経済産業大臣</p> <p>(5) 冷凍くろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじき（2号承認品目を除く。）（三－7の（3）） 経済産業大臣</p> <p>(6) めろ（2号承認品目を除く。）（三－7の（4）） 経済産業大臣</p> <p>(7) 鯨及びその調製品（2号承認品目を除く。）（三－7の（5）） 経済産業大臣</p> <p>(8) 特定の国を原産地とするワシントン条約附属書Ⅱ（鯨及びその調製品並びにクロト</p>																														

	<p>ガリザメ、ヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンバイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)及びⅢに掲げる種に属する特定の動植物等(2号承認品目及び他の項目で事前確認を受けるべきものを除く。)(三-7の(4)) 経済産業大臣</p> <p>(9) ワシントン条約附属書Ⅱ(鯨及びその調整品並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンバイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)及びⅢに掲げる生きている動物(2号承認品目及び他の項目で事前確認を受けるべきものを除く。)(三-7の(5)) 経済産業大臣</p> <p>(10) 国内希少野生動植物種の固体等(2号承認品目及び他の項目で事前確認を受けるべきものを除く。)(三-7の(6)) 経済産業大臣</p> <p>(11) モントリオール議定書附属書A、B、C及びEに掲げる物質(2号承認品目を除き、特定用途のもの。)(三-7の(7)、(8)、(9)) 経済産業大臣</p> <p>(12) ロシアを船積地域とする冷凍したかに及びかに調製品(缶詰、米を含むものを除く。)、ロシア以外の国又は地域を船積地域とする冷凍したかに(たらばがに、ずわいがに又はけがにに限る。)(三-7の(10)) 経済産業大臣</p>	<p>ガリザメ、ヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンバイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)及びⅢに掲げる種に属する特定の動植物等(2号承認品目及び他の項目で事前確認を受けるべきものを除く。)(三-7の(6)) 経済産業大臣</p> <p>(9) ワシントン条約附属書Ⅱ(鯨及びその調整品並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンバイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)及びⅢに掲げる生きている動物(2号承認品目及び他の項目で事前確認を受けるべきものを除く。)(三-7の(7)) 経済産業大臣</p> <p>(10) 国内希少野生動植物種の固体等(2号承認品目及び他の項目で事前確認を受けるべきものを除く。)(三-7の(8)) 経済産業大臣</p> <p>(11) モントリオール議定書附属書A、B、C及びEに掲げる物質(2号承認品目を除き、特定用途のもの。)(三-7の(9)、(10)、(11)) 経済産業大臣</p> <p>(12) ロシアを船積地域とする冷凍したかに及びかに調製品(缶詰、米を含むものを除く。)、ロシア以外の国又は地域を船積地域とする冷凍したかに(たらばがに、ずわいがに又はけがにに限る。)(三-7の(12)) 経済産業大臣</p>
621	<p>[6]輸入承認の特例の【特例の適用除外貨物】</p>	
	<p>【特例の適用除外貨物】</p> <p>(1) モントリオール議定書に定める規制物質及び製品。ただし、再輸入品(別表第1第17号の2。以下同じ)として輸入する場合及び輸入割当品目、経済産業大臣の事前確認品目の時は、<u>別表第1第1号、第21号又は22号</u>に掲げる貨物として輸入しようとする場合を除く。</p> <p>(2) 以下 省略</p>	<p>【特例の適用除外貨物】</p> <p>(1) モントリオール議定書に定める規制物質及び製品。ただし、再輸入品(別表第1第17号の2。以下同じ)として輸入する場合及び輸入割当品目、経済産業大臣の事前確認品目の時は、<u>別表第1号別表第21号又は22号</u>に掲げる貨物として輸入しようとする場合を除く。</p> <p>(2) 以下 省略</p>

頁	新	旧
646	2. 通関業の許可の消滅事由の誤字を一部修正	
	<p>2. 通関業の許可の消滅事由</p> <p>通関業法では、通関業の許可の消滅事由として、次の四つを掲げている《業法第 10 条第 1 項》。</p> <p>(1) 通関業を廃止したとき《第 1 号》</p> <p>「通関業を廃止したとき」とは、通関業者が、通関業務の取扱いをやめることについて意思決定をしたときであるが、具体的には、廃止の届出がされたときである。したがって、廃止の届出がなくても、<u>通関業</u>の許可は消滅することになる。</p> <p>省略</p>	<p>2. 通関業の許可の消滅事由</p> <p>通関業法では、通関業の許可の消滅事由として、次の四つを掲げている《業法第 10 条第 1 項》。</p> <p>(1) 通関業を廃止したとき《第 1 号》</p> <p>「通関業を廃止したとき」とは、通関業者が、通関業務の取扱いをやめることについて意思決定をしたときであるが、具体的には、廃止の届出がされたときである。したがって、廃止の届出がなくても、<u>通過業</u>の許可は消滅することになる。</p> <p>省略</p>

